

平成28年度第1回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会

議事摘録

■日時

平成28年8月10日（水）午前10時から正午まで

■場所

精華町役場3階 301会議室

■出席委員

- ・1号委員（委員長）：勝山 享（京都府立大学公共政策学部 准教授）
- ・2号委員：吉川 博文（精華町社会教育委員会 副委員長）
- ・3号委員（副委員長）：山本 正來（精華町自治会連合会 会長）

■出席事務局職員

- ・教育委員会教育長：太田 信之
- ・教育委員会教育部長：岩崎 裕之
- ・教育委員会教育部生涯学習課長：仲村 大
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会体育係主幹：土井 寛
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長：清田 武宏

■その他出席者

なし

■傍聴者

2名

■内容

1 開会

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱

事務局

- この評価委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱に基づき設置するものである。
- 平成25年度より、精華町立体育館・コミュニティーセンター（むくのきセンター）、打越台グラウンド及びテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場など4つの体育施設に指定管理者制度を導入した。
- 今回は、平成27年度の業務実績をご確認いただき、その効果等を検証のうえ、その結果を教育委員会に対し報告いただく運びとなる。
- この委員会の会議は、精華町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき傍聴可能とする。会議録についても、関連資料とあわせ町のwebページ等で公開する。

太田教育長

- 当該4箇所の施設については、平成25年度より指定管理者制度を採用した。
- 行政改革の一環としてだけでなく、町民の文化・スポーツ振興のため、行政サービスの一層の向上が目的である。
- 町体育協会においては、体育振興の中核として諸活動にご尽力いただいている。平成19年度にNPO法人化され、平成22年度からは、むくのきセンターの窓口業務を受託いただいた。
- それらの経緯を踏まえ、平成25年度より指定管理者として従事いただいている。
- 今期の指定期間は5年間で、平成29年度末までとなっている。今回の主な論点は、平成27年度実績、つまり指定期間の折り返しとなる年度の実績を評価いただくこととなる。
- 次期の指定管理の動向も見据えた検討が必要となってくる中、忌憚のない評価をいただき、今後の町の文化・スポーツ行政に役立てていきたい。

2 委員長の選出等

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会委員名簿

- (1) 委員の紹介
- (2) 委員長の選出

本委員会設置要綱第5条第2項では委員の互選により選出することとな

るが、事務局に一任する旨の意見あり。

事務局提案により、勝山委員を委員長に指名。提案どおり決定。

(3) 副委員長の指名

本委員会設置要綱第5条第4項に基づき、勝山委員長より副委員長を指名。当該施設が地域住民の活動拠点としての機能も有していることから、地域を代表する者である山本委員を指名。指名どおり決定。

3 議事

①報告事項

(1) 指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果について

●施設の利用状況 ●収支決算状況 ●指定管理者の自己評価

[資料]

- ・事業報告書（指定管理者作成）
- ・指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果（事務局作成）
- ・基本協定等 ・関連例規

指定管理者から提出された「事業報告書」に基づき、事務局が評価を実施し、その結果をもとに事務局が作成した「指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果」について報告した。その後、事務局に対する質疑応答、各委員間での意見交換を進めた。

事務局

- 本件の対象施設は、むくのきセンターのほか、打越台グラウンド及びテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場となる。
- 事業報告書（指定管理者作成）は、平成27年度の事業実績に基づく客観的数値等をまとめたもので、5月31日、指定管理者より教育委員会に対し提出いただいた。
- 提出された事業報告書（指定管理者作成）の内容に基づき、事務局で評価を行った。指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果（事務局作成）は、事務局の評価結果をまとめたものである。
- 事務局の評価方法は、第1段階として事業報告書（指定管理者作成）を確認したほか、日常のヒアリングや、定期的に行った会議等をもとに実施した。
- 第2段階として事業報告書の実績に対し、平成25年度に締結した基本協定、平成27年度年度協定、平成25及び26年度評価結果に挙げられた課題等と比較し検証した。
- なお、日常の指定管理業務において、指定管理者の瑕疵による重大な支障が

発生していないものと認識していることから、指定管理者自体の是非を測る視点では評価していない。

- また、次期の指定管理期間を見据えた検討を進める必要もあるが、今回の評価委員会は、あくまで平成27年度実績について評価いただくものである。
- 施設の運営状況について、基本協定等に基づき適切に対応することができた。
- むくのきセンターでは、自主事業の一環として利用時間を延長するなど、空き施設の有効利用に取り組んだ。
- 打越台テニスコートでは、早朝利用のニーズに応えるため、夏季限定で開放時間を延長した。
- 施設の利用状況について、むくのきセンターでは、過去最高の利用者数を得ることができた。利用時間の延長等、指定管理者の自主事業が増加要因と考えられる。
- 打越台テニスコートでは、利用者数が減少する結果となった。利用時間の延長によるサービス拡充を図った一方で、テニスコートの老朽化や経年劣化が主な要因と考えられる。
- 今年度には施設改善に向け、補助金を含め予算確保のうえ、テニスコートの全面改修を進める予定である。
- 池谷公園多目的コートについても十分な環境にないが、指定管理者自身による適切な維持管理により、利用者数はこれまでと同程度の水準を保つことができた。
- 木津川河川敷多目的広場については、利活用の明確な方針が構築できていない状況にある。施設の有効利用に向け、今後の研究課題とする必要がある。
- 収支状況について、収入では、予算を上回る結果となった。指定管理者の自主事業等サービス拡充により、利用料金及び自主事業収入が増額となった。
- 支出では、サービス拡充を図った一方で、無駄なく合理的に職員を配置した結果、年度当初の予算と比較し、人件費を削減することができた。
- 電気代は、これまでの節電の取り組みや消費税率引き上げの影響等から、不可抗力的要素が多いものと判断していたが、利用者に対するさらなる節電要請や一部LED電球の採用などにより、大きく削減することができた。
- 修繕料は、経年劣化への対応が多く、基本協定に謳う金額要件から、本来であれば設置者である教育委員会が対応すべき内容が見受けられる。
- 収支全体ではバランスを保つことができていることから、健全な経営ができたものと評価できる。
- ただし、平成31年度に控える消費税率の引き上げに伴い、支出抑制だけでなく、施設利用料の見直しなど収入と支出両面から運営計画を検討していく必要がある。
- 施設利用に係る減免状況について、公共的活動の支援の一環として、これま

でと同程度の対応をすることができた。

- 指定管理者はスポーツ振興を主たる目的とする団体であるが、自主事業の実施をはじめ、社会教育全般にわたる取り組みを進めることができている。
- 指定管理者制度採用当初に比べ、収支状況等から、中長期的な視点や経営感覚が養われているものと判断できる。

山本委員

- 修繕内容のうち、打越台テニスコートについては例年実施されており、よほどの経年劣化が進んでいるものと思われる。抜本的な改修を実施することは検討しているのか。

勝山委員長

- 事前ヒアリングと現地確認を行った際、改修計画があるように伺ったが、その内容はどのようなものか。

事務局

- 打越台テニスコートについては、部分改修による継ぎ接ぎが目立つ状況にあるため、多くの利用者から全面改修を希望する旨、意見いただいていた。町の予算状況から、単独経費では費用を捻出することは困難であるが、スポーツ振興助成金等を活用し、今年度実施する予定である。
- 修繕料が増額となった主な要因は、むくのきセンターアリーナのバスケットボールコート改修に係る経費である。

勝山委員長

- 指定管理者による基本協定の範疇を越えた修繕については、その実態をもとに、次期指定管理期間における基本協定で見直しを検討してはどうか。

吉川委員

- 指定管理者においては、むくのきセンターの設置目的を踏まえ、スポーツ振興だけでなく、文化を含めた社会教育の拠点施設にふさわしい取り組みを進めていただいていることは大いに評価できる。
- ただし、むくのきセンターをはじめ、他の体育施設についても、町全体での認知度がまだまだ低いいため、利用促進に係る積極的な広報活動を進めてはどうか。

事務局

- むくのきセンターについては、町北部に位置することとあわせ、交通の便が悪い状況にある。社会教育の拠点施設として、町全体の利用促進に向けた積極的な広報活動を展開すべく研究していきたい。

勝山委員長

- むくのきセンターのwebページは町Webページ内に配置されている。指定管理者独自の広報は、どのような方法で進められているのか。

事務局

- 年1回、広報誌「体育協会だより」を各戸配布されている。体育協会活動のほか、指定管理業務について紹介されている冊子である。

勝山委員長

- 指定管理者独自の積極的な広報展開は、新たな利用者獲得、利便性の向上に必要である。

山本委員

- 細かな課題や改善すべき事項はあるものの、日常の運営にあたり、非常に努力いただいているものとする。

勝山委員長

- 単年度ごとの収支予算はどのような手順で決定されているのか。

事務局

- 年度協定締結前に、指定管理者より指定管理業務全体の収支予算（案）を提示いただく。事務局で確認した後、年度協定の締結により指定管理料と収支予算全体を確定している。

勝山委員長

- 利用状況のうち、目標に掲げる利用者数は単年度ごとに決定しているものか。基本協定において計上しているものか。

事務局

- 利用者数については、指定管理者制度採用時に設定した数値で、採用前の実績をもとに計上したものである。

勝山委員長

- 指定管理期間におけるノルマであり、さらなる増加があればよりよいものとして認識しておく。
- 減免状況については、どのような視点で評価すべきか。

事務局

- 利用状況、収支状況に加え、公共的活動の支援にあたる減免状況を年度ごとに確認している。例年同程度の対応実績があれば適切に執行されているものと判断している。

②審議事項

(1) 指定管理者の評価について

[資料]

- ・事業報告書（指定管理者作成）
- ・事業報告書分析資料（事務局作成）
- ・基本協定等
- ・関連例規

①報告事項での確認内容、勝山委員長が事前に実施した指定管理者に対するヒアリングと現地視察の状況をもとに実施した。

勝山委員長

- 指定管理者の運営体制について、法人として組織が明確化している。法人職員のほか、一部にはシルバー人材センター職員を配置し、人件費の抑制に努められている。
- 指定管理者制度導入後、体育協会という法人の性格にとらわれず、文化振興に係る取り組みが進められている。スポーツ振興という、法人の強みを活かしつつ、「指定管理者」として目指すべき姿に少しずつ近づいてきているように感じられる。
- アンケート調査の結果を踏まえた改善策など、利用者目線でのサービス拡充を図られている点が評価できる。

山本委員

- むくのきセンターは立地条件が悪い中、細かなサービス拡充で利用者数を伸ばすことができおり非常に評価できる。

吉川委員

- サービス拡充と経費の削減を、同時に達成することができている点が評価できる。
- 職員研修等で接客対応など、利用者が気持ちよく利用できる環境の整備が進められている。引き続き、継続していただきたい。
- 新たな利用者獲得に向け、中長期的な視点から、高齢者や子育て世代の利用促進をどのように進めるか検討してはどうか。
- むくのきセンターの今後の活用策として、社会教育や社会体育に限定せず、福祉や防災関連事業の実施も検討してはどうか。

勝山委員長

- 指定管理者の経営努力については、委員の皆が認めるものとする。
- 体育施設の維持管理に留まらず、地域に無くてはならない大切な資源として、施設の有効な利活用を検討していく必要がある。
- スポーツ教室や文化教室の実施にあたっては、地元住民から指導者を招聘するなど、民間事業者にはできない取り組みを実践されている。
- 利用率が向上することで、既に実施されている当日利用の対応や、むくのきセンターアリーナの開放単位を見直すなど、柔軟な対応が必要となる。

山本委員

- 情報提供について、広報誌だけではなく、webページを積極的に活用するなど、若年層が注目するような方法を採用してはどうか。

吉川委員

- 活用策を検討する資料として、施設の稼働状況に関する資料も可能であれば提供いただきたい。

勝山委員長

- アンケート調査の結果と、結果を踏まえた改善状況が把握できるような資料も提供いただきたい。
- 本日の議論の結果を踏まえ、委員長と事務局とで原案を作成する。追加提供いただく資料の確認とあわせ、第2回の委員会にて最終調整を進めていきたい。

4 その他

特記事項なし。

5 次回委員会

日時：平成28年8月31日（水）午前10時から

場所：精華町役場3階301会議室

6 閉会